みよし市シティプロモーションロゴマーク使用ガイドライン

みよし市では、市民、関係機関、行政が一体となって、シティプロモーションを進めるために、プロポーザル方式によって委託業者を選定し、まちの魅力をPR するロゴマークを作成しました。

**「My city Miyoshi みよし市は　わたしの都市（まち）」**

このロゴマークは、市民の誰もが潜在的に持っているであろう郷土に対する「誇り」や「愛着」を共有し、目に見える形にすることで、郷土へのシビックプライド（誇りや愛着）を市民一人ひとりが育むきっかけになるよう願いを込めたメッセージです。

シビックプライドは、生まれ育った人も、あとから来た人も、そのまちにたずさわる全ての人の心の中に生まれる気持ちです。その気持ちに気付き、育んでもらうきっかけとしたいと考えました。

「みよし」の魅力や楽しさを伝えられるのは、市民や関係機関、応援してくれる「みよしファン」の皆さんです。「みんなの力」が原動力となって、みよし市の魅力を市内外に届け、多くの人から“選ばれるまち”になる。みよし市では、そのようなシティプロモーションを目指しています。

ロゴマークを広く活用いただくために、使用にあたっての以下のとおりガイドラインをまとめました。

１　権利の帰属

ロゴマークの権利は、みよし市に帰属します。

２　使用の原則

ロゴマークは、市民のまちへの愛着や誇りを高めるとともに、みよし市のイメージや認知度を高めることを目的に使用することができます。皆さんのアイデアで、様々な場面でご活用ください。

なお、使用前には、「みよし市シティプロモーションロゴマーク使用届出書」を企画政策課へ提出してください。

３　使用目的

どなたでも自由に無料で使用できますが、次に該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）は、使用できません。

⑴　みよし市の信用や品位を損なうおそれがある場合

⑵　法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

⑶　政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがある場合

⑷　青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれがある場合

⑸　特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれがある場合

⑹　その他市長が適切でないと認めた場合

４　使用条件

⑴　ロゴマークの色は基本色での使用を原則としますが、他の色を使用することもできます。

⑵　ロゴマークの形は基本形での使用を原則としますが、誤った印象を与えない範囲の改変を希望する場合は、事前にデザイン案を企画政策課へ申し出たのち、承認を受けた場合は使用することができます。ただし、「My City Miyoshi」は必ずデザインに含めることとします。

［改変の禁止例］

・「笑顔がいいじゃん！みよし市」及び「My City Miyoshi」の異なる書体を使用するデザイン

・社会通念上ふさわしくないモチーフのデザイン

・他に存在するデザインを盗用したデザイン

・ロゴマークの一部だけを使用するデザイン　等

５　その他注意事項

⑴　ロゴマークの使用によって生じる問題について、みよし市は一切関知しません。

⑵　ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処置を行ってください。

６　問合せ先

みよし市役所政策推進部企画政策課